

明治四十二年七月八日

内閣書記官

内閣總理大臣 **大** 内閣書記官 **長**

統監、通牒案

適當時機、於、韓國併合、斷行、旨、奉、御、議、
決定、致、居、候、旨、右、實行、關、別、紙、閣、議、決定、書、
寫、二、通、及、御、文、付、候、就、適當、時機、於、決、行、期、
日、御、打、合、上、相、當、御、處、理、相、成、度、此、段、及、通、牒、候、也

内閣總理大臣

秋

五月廿七

未

秋
の
終

韓国併合實行ニ關スル

朝鮮ニ對スル方針

一 朝鮮ハ當分ハ内憲法ヲ施行セス

大權ニ依リ之ヲ統治スルコト

一 總督ハ天皇ニ直隸シ朝鮮ニ於ケル

一切ノ政務ヲ統轄スルノ權限ヲ有

スルコト

一 總督ニハ大權ノ委任ニ依リ法律事

項ニ關スル命令ヲ發スルノ權限ヲ

與フルコト但本命令ハ別ニ法令又

内閣

ハ律令等適當ノ名稱ヲ付スルコト
一朝鮮ノ政治ハ暫クテ簡易ヲ旨トス
從テ政治機關ニ亦此主旨ヨリ改
廢スルコト

一總督府ノ會計ハ特別會計ト為スコ
ト
一總督府ノ政費ハ朝鮮ノ歲入ヲ以テ
之ニ充ツルヲ原則ト為スモ當分ノ
内一定ノ金額ヲ定メ本國政府ヨリ
補充スルコト

一鐵道及通信ニ關スル豫算ハ總督府
ノ所管ニ組入ルルコト

一關稅ハ當分ノ内現行ノ儘ニナシ置
クコト

一關稅收入ハ總督府ノ特別會計ニ屬
スルコト

一韓國銀行ハ當分ノ内現行ノ組織ヲ
改メサルコト

一合併實行ノ為メ必要ナル經費ハ金
額ヲ定メ豫備金ヨリ之ヲ支出スル

コト

一統監府及韓國政府ニ在職スル帝國
官吏中不用ノ者ハ歸還又ハ休職ヲ
命スルコト

一朝鮮ニ於ケル官吏ニハ其ノ階級ニ
依リ可成多數ノ朝鮮人ヲ採用スル
方針ヲ採ルコト

日十三日七月二日

憲法ノ釈義

大分

憲法ノ本質

韓国併合ノ上ニ帝國憲法ニ當テ
 新領土ニ施行セシムルノ解釋ス
 然レモ事實ニ於テハ新領土ニ對シ帝
 國憲法ノ各條章ヲ施行セラルルニ當
 ト雖モ以テ憲法ノ範圍ニ於テ除外法
 規ヲ制定スルシ